

事業主 様

平成30年3月

## 平成30年度健康保険料率の変更について

川口工業健康保険組合  
理事長 細野博隆  
(公印省略)

平素より当健康保険組合の事業運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当組合の財政状況は、保険料収入におきましては、新規事業所の加入促進により着実に増えてきておりましたが、急激な高齢化に伴い、高齢者医療制度への納付金等の増大により、収支の面での不足が急激に増大している状況でございます。当組合では、健康保険料率を平成26年度から1000分の94（事業主負担率 1000分の48、被保険者負担率 1000分の46）で運営してまいりましたが、一部積立金を取崩しての運営も、高齢者医療制度改革の道筋がまだ定まらない状況で、運営に苦慮しております。

今般、2月21日に開催されました第189回組合会におきまして、慎重審議のうえ、健康保険料率1000分の94から97への変更が承認され、監督官庁への申請・認可を経て正式決定されました。

合わせて、負担割合についても、健康保険法上原則折半を基本とすることから、それに基づいて、本年3月分（4月納入分）の保険料から健康保険料率を1000分の97（事業主負担率1000分の48.5、被保険者負担率 1000分の48.5）の折半とさせていただくこととなりました。

厳しい経済状況の中、事業主および被保険者の皆様には多くのご負担をお掛けすることとなりますが、皆様の医療と健康と生活を支えるため、このようなご負担につきまして、被保険者の皆様へのご説明も含めまして、何卒ご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、介護保険料率については、平成30年度介護納付金の納付が現行料率で手当てできる見込となりましたので、変更しないことといたしました。

## 健康保険料率（一般・調整）の変更について

変更前

	一般保険料	調整保険料
事業主 (48/1000)	$\frac{47.341}{1000}$	$\frac{0.659}{1000}$
被保険者 (46/1000)	$\frac{45.369}{1000}$	$\frac{0.631}{1000}$
計 (94/1000)	$\frac{92.710}{1000}$	$\frac{1.290}{1000}$

変更後

	一般保険料	調整保険料
事業主 (48.5/1000)	$\frac{47.855}{1000}$	$\frac{0.645}{1000}$
被保険者 (48.5/1000)	$\frac{47.855}{1000}$	$\frac{0.645}{1000}$
計 (97/1000)	$\frac{95.710}{1000}$	$\frac{1.290}{1000}$